

特定非営利活動法人 1 億人元気運動協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 1 億人元気運動協会という。

英文では、Energy Exercise for One hundred million people Association、略称を E. E. O. A. (イーイーオーエー) と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を兵庫県西宮市松原町 3 番 3 6 号ワコーレ松原 2 0 1 に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、主に高齢者や子ども等の低体力者をはじめとする一般の人々に対して、運動を通じた健康づくりを普及するとともに、国内外において運動の開発と運動指導者の育成及び知識・技能の向上に関する事業を行い、もって、おのこの健康維持・増進及び疾病の予防ならびに地域の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下同法を単に「法」という）

第 2 条別表

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
5. 国際協力の活動
6. 子どもの健全育成を図る活動
7. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

を行う。

(事業の種類)

第 5 条 この法人は第 3 条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 主に高齢者や低体力者をはじめとする一般の人々のための運動の研究及び開発。
- ② 主に高齢者や低体力者をはじめとする一般の人々のための運動の指導者養成事業。

- ③ 主に高齢者や低体力者をはじめとする一般の人々のための運動及びその指導に関する講習会、研修会の実施。
- ④ 主に高齢者や低体力者をはじめとする一般の人々のための運動の指導に関する情報の収集及び提供。
- ⑤ 主に高齢者や低体力者をはじめとする一般の人々のための運動及びその指導に関する出版物の制作・刊行。
- ⑥ 主に高齢者や低体力者をはじめとする一般の人々のための運動及びその指導に関する出版物・運動関連物品の販売・貸出。
- ⑦ 主に高齢者や低体力者をはじめとする一般の人々のための運動の指導者の派遣業務。
- ⑧ 主に高齢者や低体力者をはじめとする一般の人々のための運動及びその指導に関するコンサルティング業務。
- ⑨ 上記事業に関する国内外への情報発信。
- ⑩ 前各号に付帯する事業。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって法における社員とする。

- (1) 正会員
この法人の目的に賛同して入会した個人または団体等で、総会における表決権を有する者。
- (2) 準会員
この法人の目的に賛同して入会した個人または団体等で、総会における表決権を有しない者。
- (3) 名誉会員
この法人の運営に関わる学識経験者又は、特に功績のあった個人で、総会において承認された個人等。

(入 会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人が行う各種活動に賛同し、積極的に参加することが可能であること。
- (2) この法人が目的を達成するための意識を備えていること。
- (3) 個人の利益のために参加するのではなく、組織及び地域社会のために活動を行えること。

2 正会員及び準会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 会長は、前項のものを入会を認めない場合は、速やかにその理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 名誉会員として承認された者は、会長が別に定める入会申込書により、入会を承諾したものとする。

(会 費)

第8条 正会員及び準会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員が納入した会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員は、次条により除名された場合の他、次の事由により資格を喪失する。

(1) 団体が消滅又は個人が死亡したとき。

(2) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもこれに応じないとき。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の秩序を著しく害し、又は、公序良俗に反する行為をしたとき。

(3) この法人の目的に反する行為をしたとき。

第3章 役 員

(役員を選任)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上

(2) 監事1名以上

2 理事の内、1名を会長、1名を常務理事とする。

3 監事は総会において選任し、理事は会長が会員から推薦し、総会において決定する。

4 会長、常務理事は、理事の互選により定める。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(理事の職務)

第12条 会長は、この法人を代表し、会長以外の理事は法人の業務について、この法人を代表しない。

2 常務理事は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第13条 監事は次の業務を行うものとし、その執行にあたって必要なときはいつでも理事に対して報告を求め、調査することができる。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- (5) 1号、2号の点について理事に個別に意見を述べること。

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で、総会の決議に基づいて解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認められるとき。
- (3) その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その業務執行に必要な費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(顧問および参与)

第18条 この法人に顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問および参与は、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べるすることができる。

4 顧問および参与は、会長の要請に基づき、各種の会議に出席して意見を述べるすることができる。

第4章 総 会

(総会の構成)

第19条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

- 2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。
- 3 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の機能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算ならびにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき。
 - (3) 第13条第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面、ファックス又は電子メールをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、会長がこれにあたる。但し会長に支障があるときは、会長が指名する会員がこれにあたる。

(総会の定足数)

第24条 総会においては、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(総会における書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第27条 総会の議事については、議長において議事録を作成する。

2 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中から選任された議事録署名人2人が記名押印した上、この議事録をこの法人の事務所において5年間備え置くものとする。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (2) 総会に付議すべき事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第29条 理事会は、会長が必要と認めたときに、会長が招集する。

2 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、会長は、30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 会長が理事会を招集するときは、会議に付議すべき事項並びに日時及び場所を示して、開催日の5日前までに、理事及び監事に対し、書面、ファックス又は電子メールをもって、通知しなければならない。但し、全役員の出席と同意があるときは、この招集手続きを経ずして直ちに開催することができる。

(理事会の議事)

第30条 理事会の議長は会長がこれにあたる。但し会長に支障があるときは、会長が指名する理事がこれにあたる。

2 理事会においては理事現在数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

3 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか理事現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わることはできない。

5 理事会の議事については、事務局において議事録を作成し、議長及び出席理事の中から選任された議事録署名人1人が署名押印する。

(理事会における書面表決等)

第31条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品および助成金
- (3) 会費
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第34条 この法人の資産は、次に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第36条 この法人の経費は、資産を持って支弁する。

(会計の原則)

第37条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則にしたがって行うものとする。

(会計の区分)

第38条 この法人の資産は、次に掲げる事業に区分する。

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業計画及び予算)

第39条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第41条 予算超過又は予算外の支出に当てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告書、貸借対照表、活動計算書、及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第44条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款を変更するときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第46条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続きの開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第47条 この法人の解散（合併又は破産手続きの開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会で議決された者に帰属させるものとする。

第8章 事務局

(設置)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員（臨時も含む）を置くことができる。
- 3 事務局長及び職員は会長が任免する。
- 4 理事は事務局長及び職員を兼職することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備付け書類)

第49条 事務局は事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。

2 事務局は下記の書類を作成し、これらを、その作成した日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

- (1) 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び活動計算書
- (2) 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所ならびにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）
- (3) 前事業年度末日において正会員であった者のうち10人以上の者の氏名（法人にあつてはその名称及び代表者氏名）及び住所または居所を記載した書面
- (4) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (5) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

(閲 覧)

第50条 会員及び利害関係人から前条の備え付けの書類の閲覧請求があつたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第9章 公告の方法

(公 告)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報においてこれを行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(委 任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。